

北区自立支援協議会の公開に関する注意事項

- 第1 この内規は、東京都北区自立支援協議会設置要綱第10条の規定に基づき、北区自立支援協議会（以下「協議会」という）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2 協議会は、運営に支障がない限り公開とする。
- 第3 傍聴人の人数は、各会場の収容人員に応じて会長が決定する。
- 第4 傍聴を希望する者は先着順で受け付けるものとし、傍聴簿に住所、氏名を記入の上、所定の傍聴席で傍聴しなければならない。
- 第5 次の事項に該当する者は、傍聴席に立ち入ることができない。
- (1) 酒気を帯びていると認められる者。
 - (2) その他、議事を妨害することを疑うに足る事情が認められる者。
- 第6 傍聴人は次の行為を行ってはならない。
- (1) 議事に対しての発言や騒ぎ立てる等、議事の進行を妨げること。
 - (2) 写真、映像等の撮影及び録音を行うこと。
- 2 会長は、前項に掲げる行為を行った傍聴人の退場を命じることができる。
- 第7 発言の要旨等は事務局でまとめ、協議会において内容を確認の上北区ホームページ上に掲載する。
- 第8 この内規に定めのない事項については、会長が協議会に諮って決定する。